

ガイドラインにおける フェーズ別高潮対応計画箇所の充実

○ 三大湾WGにおけるフェーズ別高潮対応計画の検討を踏まえ、以下の内容についてガイドラインを充実させる。

①フェーズ別高潮対応計画の策定主体について

- 地方整備局、港湾管理者・海岸管理者、民間企業等の様々な関係機関がフェーズ別高潮対応計画の策定主体となるが、各々の整合が取れた対応により高潮リスクを効果的に低減するためには、例えば湾全体で関係者の協議により基本的なフェーズ別高潮対応計画を策定し、地方整備局の各港湾事務所や各管理者等が、各港の特徴を考慮して必要な対応の追加等の変更を行うことが望ましい。
- なお、民間企業の高潮への対応は、例えば港湾運送業や製造業等、業種別に異なることから、業種別のフェーズ別高潮対応計画を策定し、各企業は個別の特徴を考慮して対応の追加等の変更を行うことが望ましい。

資料4
ガイドライン
P11

○ 三大湾WGにおけるフェーズ別高潮対応計画の検討を踏まえ、以下の内容についてガイドラインを充実させる。

②気象庁による特別警報発表時の対応について

- 「特別警報」については、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」等、数十年に一度の強度の台風等の来襲時に気象庁から発表されることから、「特別警報の可能性の言及」が発表された場合には、例えば各対策の繰り上げ等の対応を記載しておくが良い。

③港長の発出する勧告等への対応

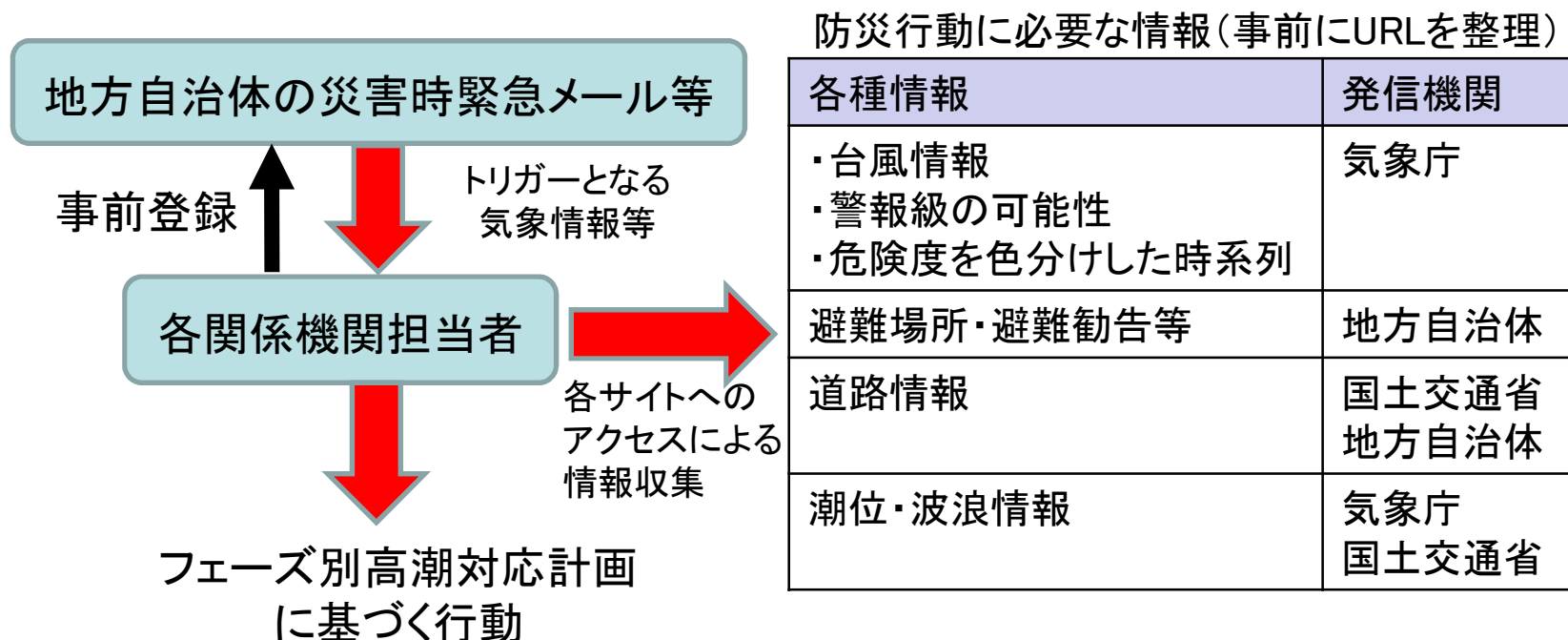
- 台風時等に港長から船舶に対して避難勧告等が発出される。このため、荷役の停止等、船舶の退避行動と連動する防災行動開始のトリガーについては、港長が発出する勧告等を用いることも有効である。

資料4
ガイドライン
P11
P12

○ 情報共有については、最終的にはシステムの開発等が望ましいが、時間や費用がかかることから、以下の内容についてガイドラインを充実させる。

- フェーズ別高潮対応計画に基づき、各機関が円滑に防災行動を行えるよう、情報共有体制・方法を構築することが重要である。特に、フェーズ別高潮計画に基づく対策実施のトリガーとなる気象情報については自治体等が緊急メールとして発信している場合が多い。また、防災行動のためには、様々な気象情報、道路情報、潮位・波浪観測情報や避難場所等の情報が必要となる。
- 各機関の防災担当者は地方自治体の災害緊急メール等に登録するとともに、必要な情報を入手できるURLの共有が重要である。

資料4
ガイドライン
P11



従業員等の避難について

○ 従業員の避難について企業ヒアリングを行い、以下の内容についてガイドラインを充実させる。

- ・ 台風が接近している場合、従業員等については早期帰宅・出社取りやめとする必要があり、早期帰宅等を行うタイミングについて、フェーズ別高潮対応計画に位置付けると良い。
- ・ ただし、やむを得ず企業内に留まらざるを得ない従業員等については、その数を必要最小限とするとともに、漂流物や火災に対しても安全で、食糧等を備えた場所を企業の責任において確保する必要がある。なお、自社で安全な場所が確保できない企業については、他の企業と事前に調整を行い安全な避難場所を確保しておくこととする。

資料4
ガイドライン
P15

【企業の対策例(企業へのヒアリング結果より)】

○A社の事例

- ・ 台風は予測可能なため大規模災害と予測された場合は、「早期帰宅」、「出社取りやめ」とする。
- ・ 留まらざるを得ない人員については、高所等安全な場所へ避難している。
- ・ 非常食等については震災対応として「従業員×3日分」を備蓄している。

○B社の事例

- ・ 台風接近時の「早期帰宅」、「出社取りやめ」を実施している。実施基準を定めたものではなく、台風の進路、雨量等をその都度判断して対応している。
- ・ 道路の冠水状況を注視しており、堤内地へ避難できなくなる前に対応を行うようにしている。
- ・ 留まらざるを得ない人員はいない。

○防災協議会の事例

- ・ 自社建物を活用して従業員を避難させることができない場合には、他社の建物に避難するという取り決めがなされている。